

福岡県宗像・遠賀保健所運営協議会運営要領

（設置）

第1条 福岡県保健所運営協議会条例第1条に基づき、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所に福岡県宗像・遠賀保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議し、各関係機関と協議しつつ総合的かつ効果的な施策の展開を行うことにより、所管区域における地域保健の推進を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、原則として委員20人以内で組織し、委員の互選により会長1人、副会長1人を置く。

2 委員の構成は、市町村、関係機関・団体等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者とする。

3 委員の選定にあたっては、男女共同参画社会づくりにおける女性登用の観点を考慮する。

4 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任可能な期間は、概ね10年間とする。

（会議）

第4条 協議会は宗像・遠賀保健福祉環境事務所長が召集し、協議会の開催及び審議には委員の半数以上の出席を必要とする。

2 協議会においては、保健所業務等の報告及び評価と計画等を審議する。

3 会議の開催回数は、原則として年1回とする。

4 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（部会）

第5条 協議会は、会長が指名する委員をもって保健医療計画部会、救急医療部会、保健事業部会、精神保健福祉部会を置き、関係機関と連携を図りながら広域的専門的に地域保健を推進する。

2 部会長は部会に属する委員のうちから協議会の会長が指名する。

3 協議会は、会長が必要と認める場合、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

4 部会長は、部会活動状況を協議会に報告する。

5 各部会の運営要領は別途定める。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所総務企画課において所掌する。

（議事の公開）

第7条 協議会における議事は公開とし、議事録の概要を保健福祉環境事務所ホームページへ掲載する。

（その他）

第8条 この要領において定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会の議を経て、会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。